

国立大学法人新潟大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案して、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

給与法等の改正内容を踏まえ、平成18年4月1日に職員の給与を引き下げたことに伴い、本給月額を約5.8%(7万円)減額した。

理事

給与法等の改正内容を踏まえ、平成18年4月1日に職員の給与を引き下げたことに伴い、本給月額を平均5.9%(5万~7万円)減額した。

理事(非常勤)

改訂なし

監事

給与法等の改正内容を踏まえ、平成18年4月1日に職員の給与を引き下げたことに伴い、本給月額を平均6.3%(5万円)減額した。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	19,293	13,680	5,537	76 (寒冷地手当)		
理事 (5人)	69,700	48,960	19,818	213 (通勤手当) 420 (単身赴任手当) 289 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (1人)	3,600	3,600	0	0		
監事 (1人)	11,046	8,640	2,328	78 (通勤手当)	4月1日 1名	
監事 (非常勤) (1人)	1,200	1,200	0	0		

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長					該当者なし
理 事					該当者なし
監 事	2,160	2 0	H18.3.31		増減額なし。 役員退職手当規則に基づき決定した。
監 事 (非常勤)					該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画期間中において、事業・業務・人員配置の見直しを行い、事業・業務の効率化や外注化、派遣職員への切り替え等により人件費の抑制を図る。また、年度ごとに人件費の積算を行い、決定された予算の範囲内で運用を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国からの運営費交付金を踏まえ、国家公務員の給与水準等を考慮し、決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学職員の給与（昇格、昇給及び勤勉手当）は、適正な評価を総合的に勘案し、決定することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な職員については、その者の従事する職務に応じた1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	職員が、現に受けている号給を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給(昇給特定職員については3号給)を標準として8号給までの範囲内で上位の号給に昇給させることができる。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

給与法等の改正内容を考慮し、平成18年4月1日から以下のとおり改正した。

- ① 全ての本給表水準の平均4.8%引き下げ及びそれに伴い本給の調整額を引き下げた
- ② 特別昇給及び普通昇給を統合し、昇給区分を5段階とした
- ③ 従前の号数を4分割し、4号給(昇給特定職員については3号給)を昇給号数の標準とした
- ④ 55歳を超える職員について、これまでの昇給停止措置に代えて、昇給幅を通常の半分(2号給を標準として4号給まで)とする昇給制度とした
- ⑤ 最高号給を超える本給月額に決定し得る枠外昇給制度について廃止した

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	2,086	45.1	7,195	5,210	58	1,985
事務・技術	472	44.6	5,845	4,285	90	1,560
教育職種 (大学教員)	1,008	48.7	8,925	6,411	43	2,514
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	404	37.5	4,958	3,626	47	1,332
技能・労務職種	17	53.9	5,136	3,755	100	1,381
教育職種 (附属養護学校教員)	23	39.6	7,093	5,254	74	1,839
教育職種 (附属義務教育学校教員)	60	41.1	6,908	5,083	63	1,825
医療職種 (病院医療技術職員)	96	44.4	5,729	4,185	81	1,544
その他の医療職種 (医療技術職員)	3	40.5	5,220	3,889	76	1,331
その他の医療職種 (看護師)	3	55.2	6,439	4,678	88	1,761

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員、再任用職員及び年俸制適用者を除く。

注2: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3: 「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手、自動車運転手及び用務員等をいう。

注4: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

再任用職員	1	※	※	※	※	※
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	1	※	※	※	※	※
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注: 再任用職員の教育職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	53	45.7	4,250	3,343	84	907
事務・技術	20	52.6	3,750	2,728	86	1,022
教育職種 (大学教員)	4	50.5	5,087	3,682	18	1,405
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	1	※	※	※	※	※
技能・労務職種	9	53.4	4,189	3,056	123	1,133
医療職種 (病院医療技術職員)	12	28.5	3,487	2,577	97	910

注1: 非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 「技能・労務職種」とは、検査助手等をいう。

[年俸制適用者]

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	41.8	6,711	6,711	25	0
事務・技術	該当者なし					
特任教員等	7	41.8	6,711	6,711	25	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

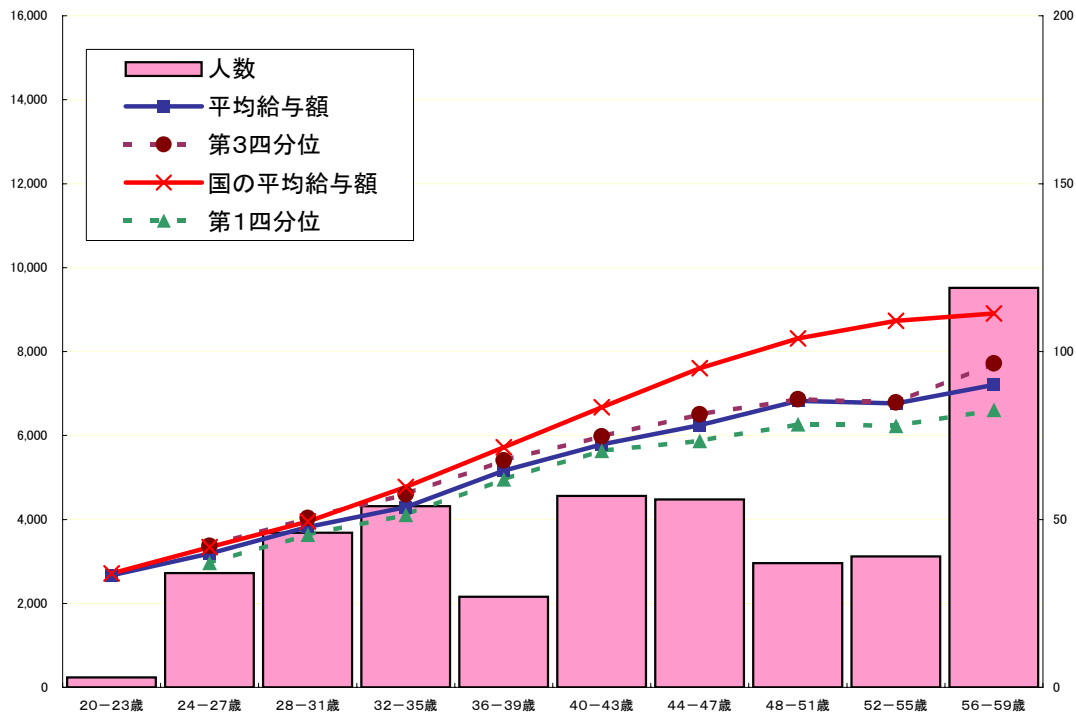
注1: 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「特任教員等」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において教育、研究又は診療に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3: 在外職員及び任期付職員の区分については、該当者がいないため、表の掲載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



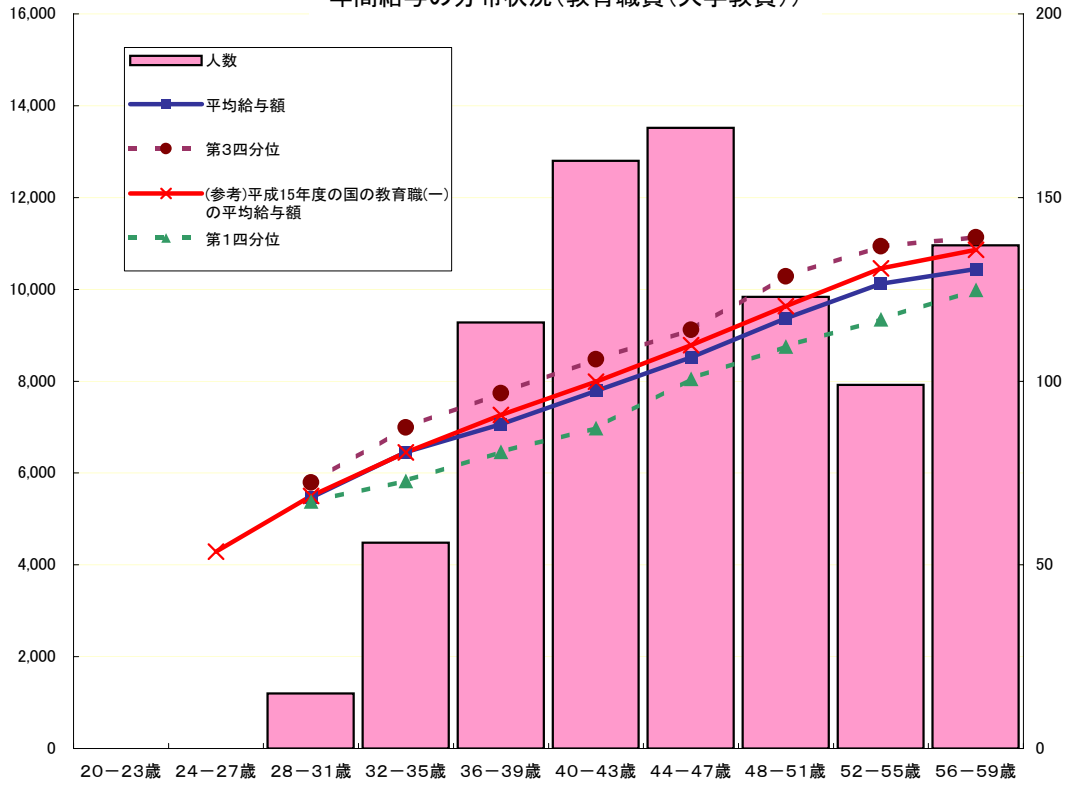
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
		人	歳	千円	千円
部長	7	57.4	9,084	10,695	
課長	28	56.1	7,640	8,389	
副課長	39	55.1	7,286	7,778	
係長	206	49.8	5,941	6,667	
主任	87	41.4	4,631	5,738	
係員	105	29.3	3,315	3,996	

年間給与の分布状況(教育職員(大学教員))

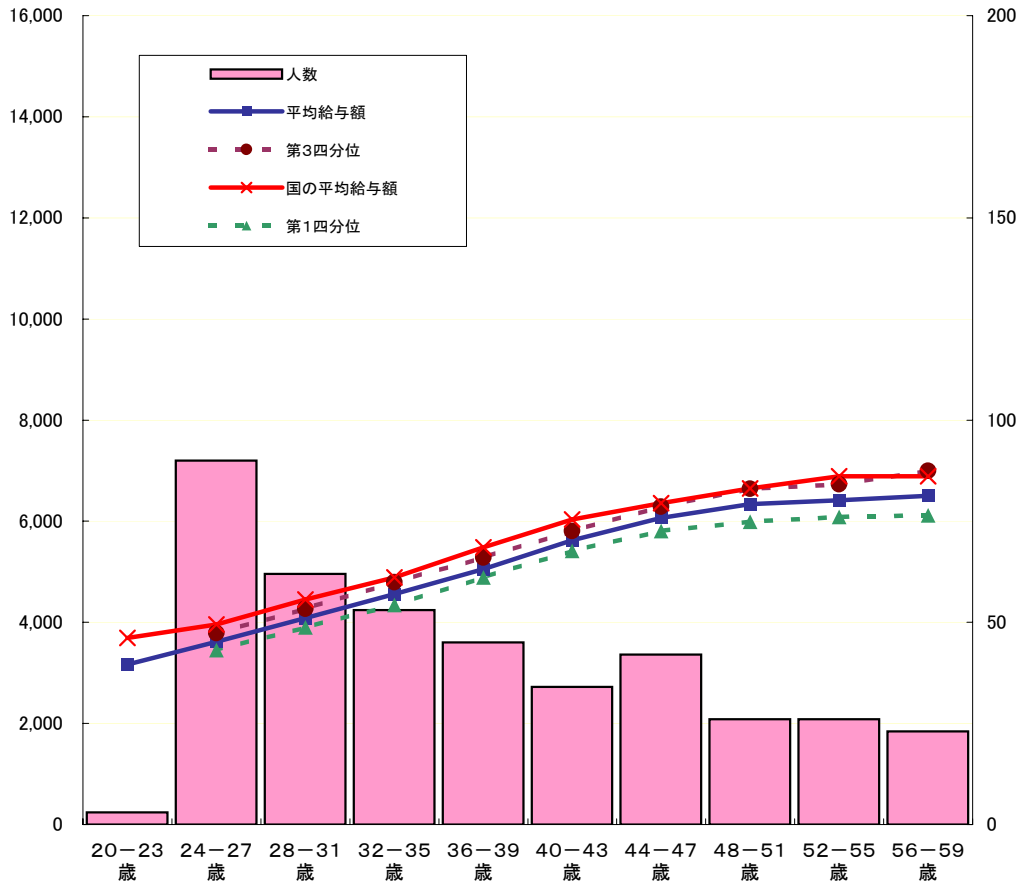


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
教授	381	56.2	10,221	10,725	11,143	
准教授	338	45.6	8,001	8,438	9,003	
講師	72	45.9	7,538	8,077	8,560	
助教	206	41.2	6,333	6,643	7,071	
助手	9	42.5	5,973	6,080	6,242	
教務職員	2	42.0	—	—	—	

注：教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については、記載していない。

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



注：年齢20～23歳の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
看護部長	1		—			—	
副看護部長	3	49.5	—		6,846	—	
看護師長	32	50.9	6,290		6,641	6,957	
副看護師長	73	44.7	5,507		5,868	6,215	
看護師	288	33.6	3,750		4,434	4,952	
准看護師	7	56.5	5,197		5,364	5,554	

注1：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の欄については記載していない。

注2：副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	部長 課長
人員 (割合)	472 人	43 人 (9.1%)	82 人 (17.4%)	228 人 (48.3%)	66 人 (14.0%)	37 人 (7.8%)	12 人 (2.5%)
年齢(最高 ～最低)		33～22 歳	42～27 歳	59～34 歳	59～45 歳	59～44 歳	59～45 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,654～1,892 千円	4,025～2,438 千円	5,027～3,022 千円	5,744～4,345 千円	6,412～5,020 千円	7,727～5,954 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,516～2,590 千円	5,465～3,355 千円	6,868～4,183 千円	7,892～6,100 千円	8,739～7,053 千円	10,358～8,198 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		4 人 (0.8%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～51 歳			
所定内給 与年額(最高 ～最低)		8,474～7,019 千円			
年間給与 額(最高～ 最低)		11,708～9,826 千円			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,008 人	2 人 (0.2%)	215 人 (21.3%)	74 人 (7.3%)	336 人 (33.3%)	381 人 (37.8%)
年齢(最高 ～最低)		～	63～30 歳	64～30 歳	64～31 歳	64～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	6,387～3,155 千円	6,795～4,093 千円	7,248～3,703 千円	9,730～5,738 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～	8,353～4,340 千円	9,218～5,620 千円	10,077～5,249 千円	13,859～7,982 千円

注：1級の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の欄について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	助産師 看護師	看護師長 副看護師長	看護師長	副看護部長
人員 (割合)	人 404	人 7 (1.7%)	人 288 (71.3%)	人 73 (18.1%)	人 31 (7.7%)	人 4 (1.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 58～51	歳 59～22	歳 58～34	歳 59～42	歳 52～45
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 4,144～3,701	千円 4,841～2,228	千円 5,229～3,366	千円 5,267～4,102	千円 5,095～4,473
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 5,609～5,101	千円 6,700～3,050	千円 7,240～4,619	千円 7,384～5,694	千円 7,217～6,285

区分	計	6級	7級
標準的な職位		看護部長	看護部長
人員 (割合)	人	人 1 (0.2%)	人 0 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		歳 ～	歳 ～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 ～	千円 ～
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 ～	千円 ～

注：6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の欄について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.6	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.4	% 33.8
	最高～最低	% (43.5～32.4)	% (42.9～29.2)	% (43.0～30.9)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.7	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.3	% 32.7
	最高～最低	% (37.1～31.4)	% (34.0～28.8)	% (34.1～30.2)

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 65.8	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.1	% 34.2	% 35.5
	最高～最低	% (46.9～32.8)	% (43.4～29.9)	% (44.9～31.3)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.6	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 31.4	% 32.7
	最高～最低	% (43.2～31.5)	% (43.1～28.7)	% (43.1～30.0)

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.3	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 31.7	% 33.4
	最高～最低	% (37.1～33.5)	% (33.4～31.2)	% (34.1～32.6)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.4	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.6	% 33.1
	最高～最低	% (37.1～31.0)	% (34.0～29.0)	% (34.1～30.0)

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

97.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.5

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.1

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.0

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員との比較指標を参考に記載。

対国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 97.1

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	17,840,372	18,463,337	△ 622,965	(△ 3.4)	△ 789,644	(△ 4.2)
退職手当支給額 (B)	2,757,218	1,653,872	1,103,346	(66.7)	1,186,158	(75.5)
非常勤役職員等給与 (C)	2,913,692	2,625,635	288,057	(11.0)	539,616	(22.7)
福利厚生費 (D)	2,601,062	2,595,979	5,083	(0.2)	28,050	(1.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	26,112,344	25,338,823	773,521	(3.1)	964,180	(3.8)

総人件費について参考となる事項

1 比較増△減額について

- ① 給与、報酬等支給総額(A)の増△減額の要因(対平成17年度比 △622,965千円)
 - 教員 △26人
 - 職員 △12人
 - その他、寒冷地手当の経過措置による減
- ② 退職手当支給額(B)の増△減額の要因(対平成17年度比 1,103,346千円増)
 - 団塊の世代の定年退職者増
- ③ 非常勤役職員等給与(C)の増△減額の要因(対平成17年度比 288,057千円増)
 - 病院看護師の増員 26人増
 - 特任教員制度新設による増 35人採用
- ④ 福利厚生費(D)の増△減額の要因(対平成17年度比 5,083千円増)
 - 非常勤役職員等給与(C)の増に伴う増

2 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

- ① 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 - ・平成21年度まで計画的な教員定員の削減を実施するとともに、教員補充については、その必要性、採用時期等を慎重に検討し、人件費の削減を図る。
 - ・事務系職員にあっては、業務の外注化を含めた、合理化、効率化について検討を行い、基本の方針を決定した。
- ② 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - 平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
- ③ ①及び②の進捗状況

a当該年度の「給与、報酬等支給総額」	17,840,372千円
b基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	18,463,337千円
c当年度までの人件費削減率((a-b)÷b×100)	△3.4%

3 その他

- ① 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減率について

a当該年度の「給与、報酬等支給総額」	17,840,372千円
b基準年度(平成17年度)の人件費予算相当額	19,117,735千円
c人件費削減率(対人件費予算相当額)((a-b)÷b×100)	△6.7%
- ② 本表と財務諸表における附属明細書((17)役員及び教職員の給与の明細)について
「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17)役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

IV 法人が必要と認める事項

特になし